

加ふことを勧誘する事にして、組合より十数名出張し見張りの官憲と衝突し、向て西村の二名は強束された。この日より神樂坂署及び新町署の壓迫言式は厳となった。

(ハ)十七日、立折筋の傳ふる所によれば、当議團の四十名は十七日の夜陰に乘じて行村支配人邸を襲ふと。

(イ)会社側も強硬にして一歩も譲らず職工側も強硬にして譲らず持久戦は遂に職工側より崩れるか、資本金が折れるか、いずれにせよ長く續く見込となり、組合よりこの争議はあまりに長く持久せしめることは四能工團に不利として且つ重税や左折三名を出でんとする形勢あるの故に、十日警視廳労働課係長、西仲間長を誘ね、調定をせぬ。

(ウ)西仲間係長の調定に無能振を發揮するに意気益あがる。この交渉両仲間係長の調定に無能振を發揮するに意気益あがる。この交渉

の次列表十月廿三日

(イ)三月、関東労働同盟会多議部により午後三時より九時に集會し、藤原社新工場に大示威運動を行ひ、交渉を員を出して会社に交渉せしめたるも、不得要領、且つ官憲の壓迫嚴なるため四能工團員一同印を奮の極みに達し、遂に示威運動は暴動的となり、十数名強束する。

(ウ)罷工團は会社の強硬頑迷なるに殆んど如何ともする術を失ひ、次第に形勢不利となる。よつて最後の方法として、三名の解雇手当を此際普通以上に出すこととし、他の有は、此を全部復職せしめるか、全部解雇し、十四日分の解雇手当を支給する事と交渉する事にして、この交渉全部、布施解雇士に依頼す。此の二三日以前より四能工團員より三名の意見書を出し、内閣の形勢不利となる。

(オ)説くまでも頑迷なる会社はこの四能工團の最後のどうして如何なる意思を